

貸付事業

Q1 どんな人が貸付けを受けることができますか。

地方職員共済組合の組合員資格を取得した組合員(任意継続組合員を除く。)である間、貸付けを受けることができます。

ただし、住宅貸付においては、組合員資格を取得して1年経過後から組合員(任意継続組合員を除く。)である間、貸付けを受けることができます。

申込方法、弁済方法は、共済事務の手引第1章第3節～第7節をご参照ください。

所属所とは、所属機関(勤務先)とは異なり、以下のとおりとなります。

所属機関(勤務先)	所属所名
知事部局、県議会事務局、監査委員事務局 人事委員事務局、選挙管理委員会、労働委員 事務局	総務事務センター
企業局	企業局総務企画課
病院事務局	病院事業総務課(本庁職員) 勤務先の総務課(各県立病院職員)

完了報告については、共済事務の手引第14章第6節をご参照ください。支払いを証明する書類は原則原本を提出してもらいますが、写しによる場合は、所属所長に原本と相違ないことを証明して頂いたものを提出していただくことになります。また、書類の提出がない場合には、貸付金を即時に弁済していただくこともありますのでご注意ください。

通常の弁済以外の弁済については、共済事務の手引第10章第3節～第5節をご参照ください。

Q2 貸付申込みから貸付けを受けるまで、どれくらい時間がかかりますか。

申込み月の翌月末日の前日が貸付金交付日(貸付日)となりますので、約1～2ヶ月です。

例外として、高額医療貸付は本制度の趣旨にかんがみ、出来るかぎり速やかに行うものとしますので、早めにご相談ください。

Q3 普通貸付のうち自動車購入資金の貸付け要件を教えてください。

組合員本人及びその被扶養者の名義となる自動車購入資金が貸付け対象となります。

所定の申込書及び様式に、支払いの相手先が発行する請求書、費用明細書、見積書等の原本で購入予定の事実、費用総額及び支払期日が記載されているものを添付して、所属所を通して申し込んでください。

場合によっては、扶養の事実を証明する書類(住民票等)の提出を求める場合があります。

なお、貸付申込額は、購入予定額の範囲内で、5万円を単位として計算してください。

貸付限度額は給料月額6倍(最高限度額200万円)です。

第6編 Q&A

Q4 夫婦ともに地共済の組合員である場合、共同名義で自己の居住の用に供するための住宅を新築する場合等の資金を、それぞれで借り受けることはできますか。

ともに地共済の組合員である夫婦が、共同名義で住宅等を取得するための資金については、その持分割合に従って、それぞれに貸付けを行うことができます。

貸付限度額については、組合員期間の区分に応じて変動しますので、共済事務の手引第3章第3節もしくは職員厚生課ポータルサイトをご確認ください。

Q5 特別貸付の種類について教えてください。

特別貸付には、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付があります。貸付の要件については、共済事務の手引第6章、申込及び完了時に必要な書類の詳細は、共済事務の手引「貸付申込書の添付資料一覧表」をご確認ください。

Q6 すでに支払いの済んでいる資金についても貸付けを受けることはできますか。

地共済の組合員貸付金は、組合員等が**臨時に**資金を必要とするときに貸付けを受ける事ができる制度ですので、貸付金交付日より前に支払いが済んでいる資金の貸付けを行うことはできません。

例外として、入学貸付のうち、請求から納付までの期間が短い入学金については、条件を満たせば、貸付金交付日より前にその支払いが済んでいても貸付けを認める場合がありますので、早めにご相談ください。

Q7 休業することになりました。無給休業期間の貸付金の弁済はどうなりますか。

無給休業となり、例月給与や期末勤勉手当の支給がゼロとなる無給期間も、原則として、貸付金の償還は継続して行っていただきます。

無給期間は、地共済が発行する「貸付弁済金内訳書」(納付書)を用いて、組合員ご本人が金融機関等で納付手続(振込み)を行っていただく必要がありますので、無給休業となることが分かった時点で、事前に地共済に申し出るようにしてください。

例外として、育児休業又は介護休業については、弁済の猶予が認められています。

こちらは、事前に「弁済猶予(変更)申出書」の提出が必要ですので、所属所を通して地共済に提出してください。申出書を地共済が受理した月の翌月から育児休業又は介護休業が終了する日の属する月まで、弁済の猶予を受けることができます。

猶予を受けた期間の弁済金は、弁済の猶予が終了した月の翌月から、毎月の弁済額に上乗せして、ふた月分を例月給与等から弁済していただくこととなります。

なお、育児休業又は介護休業期間中も、弁済の猶予を希望せず、納付書で毎月の弁済を継続することもできます。

第6編 Q&A

Q8 貸付保険制度について教えてください。

住宅貸付、住宅災害新規貸付、住宅災害再貸付を受けている組合員の生活安定を目的とした保険制度は次のとおりです。

- ・団体信用生命保険(団信)
- ・債務返済支援保険(あんしん)

加入を希望する場合は、貸付申込時に団信の加入申込書(地共済にて配布)を提出してください。